

高富町・伊自良村・美山町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(平成13年7月26日 協議)

(趣旨)

第1条 この規程は、高富町・伊自良村・美山町合併協議会規約(以下「規約」という。)第19条第2項の規定に基づき、高富町・伊自良村・美山町合併協議会(以下「協議会」という。)の会長、委員、顧問及び監査委員(以下「協議会委員等」という。)の報酬及び費用弁償の額、支給方法等について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 協議会委員等(規約第8条第1号に規定する委員を除く。)が会議等に出席したときの報酬の額は、1日につき6,000円とする。ただし、現金出納の検査の場合においては、この限りでない。

(費用弁償の額)

第3条 協議会委員等(開催町村に居住する委員を除く。)が会議等に出席したときの費用弁償の額は、1回につき1,000円とする。

2 協議会委員等が協議会の職務を行うため、高富町、伊自良村及び美山町以外の区域に出張したときの費用弁償は、会長の属する町村の議会議員の例により支給する。

3 協議会委員等が協議会の経費以外の経費から旅費の支給を受ける旅行にあっては、正規の費用弁償額のうち協議会の経費以外の経費から支給される費用弁償額に相当する額は、これを支給しない。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、協議会委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年8月1日から施行する。